

議案第 4 5 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合の規約変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

住民基本台帳法の改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2（第17条関係）備考第1項及び第2項中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成25年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。